

鹿屋市例規集取扱規程の一部を改正する訓令

鹿屋市例規集取扱規程（平成18年鹿屋市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、総合支所主管課」を削る。

第4条第2項中「保管責任者の受領印を徴して」を「交付日を記載し」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。